

魚津市告示第106号

魚津市行政手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める
書類等を定める要綱の一部改正について

魚津市行政手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める要綱（平成27年魚津市告示第120号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月17日

魚津市長 村椿 晃

第2条中「第1条第1項第2号及び第2条第2号」を「第1条第2号」に改め、同条第2号中、「通知カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類」に改め、同条第4号中「第1条第1項第3号ロ」を「第2条第1項柱書」に改め、同条第5号中「個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類」を「過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）」に改め、同条第6号中「個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類」を「過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。）」に改める。

第3条中「第1条第1項第3号ロ及び第3条第2項第2号」を「第2条第3項第2号」に改める。

第4条中「第3条第1項第6号」を「第2条第1項第6号」に改め、同条第3号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第15条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令」を「行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に改める。

第5条中「第3条第4項」を「第2条第5項」に、「個別識別事項」を「個人識別事項」に改める。

第6条中「第3条第5項」を「第2条第6項」に改め、同条第1号中「通知カード若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）」を「令」に、「第3条」を「第2条」に改める。

第7条中「第4条」を「第3条」に改め、同条第1号中「又は通知カード」を削り、同条第2号中「又は還付された通知カード」を削る。

第8条中「第4条」を「第3条」に改める。

第9条中「第4条」を「第3条」に改める。

第14条中「個別識別事項」を「個人識別事項」に改める。

第15条第1号中「第2項」を「第3項」に改める。

第16条第3号中「又は還付された通知カード」を削る。

第19条第1号中「又は通知カード」を削り、同条第2号中「又は還付された通知カード」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。